

三菱名古屋勤労挺身隊訴訟上告審判決

(大法院2018年11月29日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

2018.11.29 名古屋勤労挺身隊事件大法院判決

(速報訳: 翻訳者 河井章子 伊地知紀子、張界満、山本晴太)

大 法 院
第 2 部
判 決

事件 2015 年다 45420 損害賠償 (기)

原告、被上告人 別紙原告目録記載のとおり

原告ら訴訟代理人法務法人 イウス

担当弁護士 イ・ソンスク、キム・ジョンホ、カン・ブウォン

法務法人 21 世紀総合法律事務所

担当弁護士 チェ・モク

法務法人ヘマル

担当弁護士 フン・ジウン キム・ジョンヒ

法務法人 ピッコウル総合法律事務所

担当弁護士 キム・サンフン

法務法人 カヒョン

担当弁護士 チェ・ソンヒ

法務法人 法家

担当弁護士 キム・ジョンウ

法務法人 サン

担当弁護士 チョン・タウン

法務法人 コンカム

担当弁護士 イ・サンカプ

弁護士 オ・テハン、チョン・インギ、ソ・ビョンソン、キム・

ヒョンム、パク・ジヒョン、フン・ヒョンス、イ・ソア、パク・

インドン、イム・テホ、イ・ソンスク、ムン・ヨンゴン

被告、上告人 三菱重工業株式会社

日本国東京都港区港南 2-16-5

代表取締役 宮永俊一

訴訟代理人弁護士 キム・ヨンガプ、イ・ジェホ、チョ・クイジャン

原審判決 光州高等法院 2015 年 6 月 24 日宣告 2013 나 5441 判決

判決宣告 2018 年 11 月 29 日

主文

上告を全て棄却する。

訴訟費用は被告の負担とする。

理由

上告理由を判断する。

1. 上告理由第1点について

原審は判示の理由を挙げ、亡金淳禮、亡金福禮と原告梁錦徳、原告李東運、朴海玉、金性珠（以下これらを併せて「原告ら」という）を労役に従事させた旧三菱重工業が日本国の法律の定めるところに従い解散し、その判示の「第2会社」が設立された後に吸収合併の過程を経て被告に変更される等の手続を経たとしても、原告らは旧三菱重工業に対する本件請求権を被告に対しても行使することができるかと判断した。

このような原審の判断に上告理由の主張のような外国法適用に於ける公序良俗違反の成否に関する法理を誤解する等の違反はない。

2. 上告理由 第2点について

原審はその判示のような理由を挙げ、原告らが本件訴訟に先立ち日本で被告に対して訴訟を提起し、本件日本判決で敗訴が確定したとはいえ、本件日本判決が日本による韓半島と韓国人に対する植民支配が合法だという規範的認識を前提としており、日帝の「国家総動員法」と「国民徴用令」「女子勤労挺身令」を韓半島と原告らに対して適用することが有効であると評価した以上、このような判決理由が含まれる本件日本判決をそのまま承認することは大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反するものであり、従って我が国で本件日本判決を承認し、その効力を認めることはできないと判断した。

原審のこのような判断に上告理由の主張のような外国判決承認の要件としての公序良俗違反に関する法理を誤解する等の誤りはない。

3. 上告理由第3点について

原審は請求権協定によって原告らの被告に対する本件損害賠償請求権が消滅したかについて、判示のような理由を挙げて、原告らの損害賠償請求権は日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の実行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権であるという前提の下に、このような慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれるとは認められないと判断した。

原審のこのような判断に、上告理由主張のような請求権協定の適用対象および効力に関する法理を誤解するなどの誤りはない。

一方被告はこの部分の上告理由で、上記のような慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれるという前提の下に、請求権協定で放棄された権利が国家の外交的保護権に限定して放棄されたのではなく個人請求権自体が放棄（消滅）されたものであるという趣旨の主張もしているが、この部分は原審の仮定的判断に関するものであって、更に検討するまでもなく受け入れることができない。

4. 上告理由第4点について

原審はその判示のような理由により、被告が消滅時効の完成を主張し、原告らに対する債務の履行を拒絶することは著しく不当で信義誠実の原則に反する権利濫用として許容されないと判断した。

被告による消滅時効完成の主張を採用しなかった原審の結論は是認できる。そこには上告理由で主張するような、消滅時効に関する法理を誤解し判決結果に影響を及ぼす誤りはない。

5. 上告理由第5点について

原審は判示のような理由を挙げ、原告が大韓民国から死亡慰労金、慰労金または医療支援金を受領して判示「支払請求書の第3項」のような内容の約定をしたことにつき、上記約定が日帝強占期国外強制動員に関する国家に対する権利を放棄する内容であるとしても、これをもって原告らの被告に対する損害賠償請求権まで放棄したとは認めがたいと判断した。

原審のこのような判断に上告理由主張のような太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律による権利放棄約定の効力に関する法理を誤解するなどの誤りはない。

6. 上告理由第6点について

不法行為によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料の金額については、事実審の裁判所が諸般の事情を参酌し、その職権に属する裁量によってこれを確定することができる（大法院 1999年4月23日宣告 98다41377判決など参照）。

原審はその判示のような理由で原告らに対する慰謝料を判示金額に定めた。原審判決の理由を記録に照らし検討すれば、この部分の判断に上告理由の主張のような慰謝料の算定における著しく相当性を欠くなどの違法はない。

7 結論

よって上告をすべて棄却し、上告費用は敗訴者が負担することとして主文の通り判決する。

裁判長	大法官	盧貞姫
	大法官	朴商玉
主審	大法官	趙載淵